

# 仕 様 書

## 1 物品名

事業ごみ指導員事業所指導用車両

## 2 物品等内訳及び数量

普通乗用車（ミニバン）かつ次世代自動車 1台

※ 上記車両本体には、以下の付属品等が付くものとする。

(1) 夏タイヤ（アルミホイール付タイヤ）	4組
(2) スタッドレスタイヤ（アルミホイール付タイヤ）	4組
(3) LEDヘッドランプ	1式
(4) フロアマット	1式
(5) ウィンターブレード	1式
(6) サイドバイザー	1式
(7) ラゲッジトレイ	1式
(8) タイヤ応急修理キット	1式
(9) ナビゲーションシステム（バックビューモニター、テレビ機能付）	1台
(10) ドライブレコーダー（前後の状況を記録できるもの）	1式
(11) その他（標準工具、USB電源、ダストボックス）	1式

## 3 納入機種

車両本体は、(1)又は同等品とする。

- (1) 三菱自動車株式会社製 デリカ D:5（三菱・3DA-CV1W）  
8人乗り、寒冷地仕様、令和7年式以降  
車体色 黒系色

※ 同等品で見積もる場合は、事前にカタログ等の同等品の詳細について説明した書面を担当課に提出し、確認すること。

車両本体において、同等品の場合は以下の条件を満たすこととする。

- ア 最低地上高が185mm以上であること（郊外山間部等の悪路走行のため）。  
イ 室内寸法が、長2980mm以上、幅1505mm以上、高1310mm以上であること。  
ウ 4輪駆動方式（電気式を含む）であること。  
エ 寒冷地仕様であること。  
オ 次世代自動車であること。  
カ 低排出ガス（平成30年排出ガス規制適合以上）であること。  
キ 低燃費（平成27年燃費基準+20%達成以上）であること。  
ク 令和7年式以降の車であること。

#### 4 納入期限等

(1) 納入期限

令和7年10月1日(水)

(2) 納入場所

環境局環境事業部事業廃棄物課(札幌市中央区北1条西2丁目)

(3) その他留意事項

受注者は納入の日程等について事前に札幌市と協議すること。納入期限に間に合わない場合は、代替車を用意し、その費用は受注者が負担すること。代替車の車種等については、札幌市と受注者の間で別途協議を行うこととする。

#### 5 検査場所

納入場所に同じ

#### 6 リース期間

令和7年10月1日(水)から令和12年9月30日(月)【60か月】

※ ただし、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することがある。また、受注者は札幌市と、借受期間満了後における借受物品の処分について、必ず協議するものとする。

#### 7 加入保険について

当該車両の自動車損害賠償責任保険に加入すること。

#### 8 任意保険の加入等について

任意保険には必ず加入すること。条件は以下のとおりとする。

(1) 対人保険 無制限

(2) 対物保険 無制限(免責額なし)

(3) 人身傷害 1名につき3,000万円

(4) 車両保険 時価(免責額なし)

(5) 代車特約

(6) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。

#### 9 メンテナンス等

(1) JAFに加入すること又は次のロードサービスについて同等のサービスを提供すること。

ア バッテリー上がり時の応急始動作業

イ パンク時のスペアタイヤへの交換作業

ウ キー閉じこみ時のドア解放作業

エ 燃料切れ時の給油作業

オ 側溝等落輪時の引き上げ作業

カ 故障、事故時等のけん引作業（15km以上）

- (2) 定期点検及び修理は、確実にいき、エンジンオイル等の交換はメーカー推奨時期以内に行うこと。
- (3) 自然消耗又は故障等の修理については、札幌市の指示に従い常に良好な状態を保つようにすること。
- (4) 定期点検及び修理の期間中は、同等の代替車を用意すること。
- (5) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、受注者の責任において行うこと。
- (6) タイヤの使用限度は、夏タイヤ：3年、スタッドレスタイヤ：2年とする。
- (7) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤは、装着していない時期の保管は受注者にて行うこと。また、タイヤ交換は受注者が行うこと。
- (8) 定期点検、修理及びタイヤ交換等を行った際は、その結果を書面で札幌市に報告すること。

## 10 費用負担

- (1) 札幌市の負担する費用は、車両維持管理に要する経費のうち、燃料費、ウィンドウォッシャー液、洗車費とする。
- (2) 受注者の負担する費用は、車両維持管理に要する経費のうち、札幌市の負担する経費以外のものとする。

## 11 走行距離

月間走行距離 1,000km 程度を見込むが、これを超過した場合でもリース料の精算は行わない。

## 12 その他

- (1) 本市の指定する場所に使用可能な状態で納入すること。
- (2) 納入時には環境負荷の低減に努めること。
  - ア 運搬時のアイドリングストップの徹底、ふんわりアクセルの実施、必要のない荷物を降ろす等、エコドライブの推進や騒音の低減に努めること。
  - イ 納入報告書を作成する場合、最新の札幌市グリーン購入ガイドラインに基づく紙を使用すること。また、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。
- (3) 疑義が生じた場合、札幌市と協議を行うこと。
- (4) 契約履行確保のため、選定した車両のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがあるが、出荷証明書を提出可能であることが契約（発注）の条件となる。

## 13 担当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課 高瀬

電話：011-211-2972